

## ヒラオカ石油株式会社と「災害時の燃料確保」に関する協定を締結しました

災害発生時に停電が発生した場合、市役所や区役所は、庁舎内の自家発電機を使用して災害対応に必要な電力を確保します。それ以外にも、市役所や区役所の各種車両の使用など、多くの災害対応の場面で、ガソリンや軽油などの燃料を使用することが予想されます。

そこで、横浜市では、災害対策の更なる強化を図るため、ヒラオカ石油株式会社と「災害時の燃料確保」に関する協定を締結しました。

協定締結により、被災地外等から直接タンクローリーで燃料を運搬し、横浜市施設等へ給油していただくことが可能となります。

### 1 締結日

令和3年12月24日（金）

### 2 協定の概要

災害時の燃料の供給協力

（自動車専用燃料、自家発電機用燃料、  
暖房用燃料、火葬用燃料、防災資機材用燃料）



左：平岡 代表取締役 右：高坂 危機管理監

### 3 添付資料

災害時における燃料供給の協力に関する横浜市とヒラオカ石油株式会社との協定書



#### 【ヒラオカ石油株式会社】

燃料配送事業、緊急時燃料配送事業、石油卸売事業等を実施（本社：大阪府、東日本支社：東京都）。

- ・自社で燃料備蓄施設を保有（計8,000kl分の備蓄）
- ・自社で中型タンクローリー150台を保有、全車両緊急通行車両事前届出済
- ・関東／関西相互に災害対策チームを立ち上げ、自社バックアップ

お問合せ先

総務局緊急対策課 緊急対策課担当課長 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457

## 災害時における燃料供給の協力に関する横浜市とヒラオカ石油株式会社との協定

横浜市（以下「甲」という。）とヒラオカ石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における燃料の供給に関し、甲が乙に要請する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、燃料に不足が生じた場合は、乙に対して燃料供給の協力を要請することができる。

2 甲が要請することができる燃料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自動車専用燃料
- (2) 自家発電機用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 火葬用燃料
- (5) 防災資機材用燃料

### （要請手続）

第3条 甲は、乙に燃料供給を要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等をもって連絡するものとし、事後において、甲は所定の様式を乙に提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する期間及び場所
- (3) 要請する燃料の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料供給の要請を受けたときは、要請に最大限応じるよう必要な措置を講じたうえで、実施予定の範囲・内容等について、甲に連絡するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、燃料供給を実施したときは、その都度、納品書を甲に交付するとともに、燃料供給が終了した時点で甲に報告するものとする。

### （経費の負担及び価格の決定）

第6条 乙が実施した燃料供給の協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定する。

### （防災訓練への参加）

第7条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

### （情報交換）

第8条 甲及び乙は、災害時における燃料供給が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(補償等)

第9条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第31条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第31条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。

(適用)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月24日

甲 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 山中 竹春

乙 大阪府岸和田市地藏浜町11-1

ヒラオカ石油株式会社

代表取締役 平岡 顯一